

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

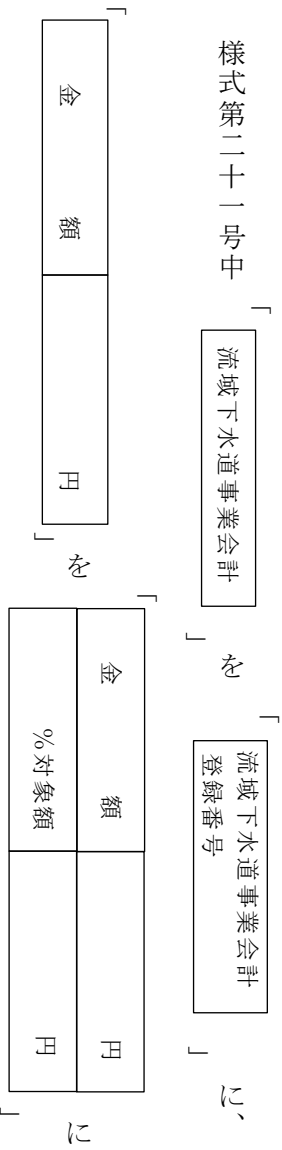
埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第三項第四号中「五十万円」を「百万円」に改める。

別表第五中「3,000万円」を「5,000万円」に改める。



改める。

附 則

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県流域下水道事業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。